省　令

○総務省令第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十三第四項及び政党助成法（平成六年法律第五号）第十九条第二項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日

総務大臣　武田　良太

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第29号様式**（第16条関係） 政治資金監査報告書 令和　年　月　日 国会議員関係政治団体の名称 代表者の氏名 殿 ［登録政治資金監査人 登録番号　第　号］ 研修修了年月日　令和　年　月　日 ［１～３　略］ （備考） ［１　略］ ２　「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。 ［３　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	別記 **第29号様式**（第16条関係） 政治資金監査報告書 令和　年　月　日 国会議員関係政治団体の名称 代表者の氏名 殿 ［登録政治資金監査人 登録番号　第　号㊞］ 研修修了年月日　令和　年　月　日 ［１～３　同左］ （備考） ［１　同左］ ２　「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が、自署し、かつ、自己の印を押すこと。 ［３　同左］

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監査報告書の記載事項） **第二十一条**　法第十九条第二項の規定により作成する監査報告書には、前条第一項各号に掲げる事項についての監査結果及び第十九条の規定に違反する事実の有無を簡潔明瞭に記載し、かつ、当該監査報告書を作成した公認会計士又は当該監査報告書を作成した監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員が、署名しなければならない。	（監査報告書の記載事項） **第二十一条**　法第十九条第二項の規定により作成する監査報告書には、前条第一項各号に掲げる事項についての監査結果及び第十九条の規定に違反する事実の有無を簡潔明瞭に記載し、かつ、当該監査報告書を作成した公認会計士又は当該監査報告書を作成した監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。